

武蔵高等学校バスケットボール部OB会会則

制定 2007年 2月21日

改定 2009年11月 5日

改定 2016年 6月 7日

改定 2022年 2月20日

(名称)

第1条 本会は、武蔵高等学校バスケットボール部OB会と称し、RKMと略称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ること及び武蔵高等学校・中学校のバスケットボール部の現役が楽しく継続して活動し、卒業後に本会会員になるように支援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 普通会員 武蔵高等学校・中学校バスケットボール部にある程度の期間所属した者で、幹事会の承認を得た者及び会員の推薦を受け幹事会が特に承認した者
- (2) 客員会員 バスケットボール部に関与する武蔵高等学校教職員及び会員の推薦を受け幹事会が特に承認した者
- (3) 準会員 バスケットボール部の現役

2. 普通会員は、別に定める年会費を納め、現役の支援に協力する。

(総会の開催)

第4条 総会は年1回これを開催する。ただし、会長が必要と認めたときには、臨時総会を招集することができる。

2. 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 会則（別紙1を除く）の制定及び改正
- (2) 会計報告の承認、年間基本計画の承認
- (3) 会長、幹事長、監査役の選任
- (4) その他とくに重要と認められる事項

3. 議案の議決は出席普通会員の過半数の賛成でこれを決する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。会長、幹事長、監査役以外の役員は会長がこれを選任し総会に報告する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 会計幹事 1名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監査役 1名以上
- (7) 期幹事 各期1名

2. 会長は本会を代表する。

3. 幹事長または会計幹事はRKM用銀行口座開設にあたり本会を代表して申請者となる。

4. 幹事は、会計、総務、会員サービス、武蔵高等学校同窓会との連絡などを担当する。

(幹事会)

第6条 第5条の(1)から(6)の役員は、幹事会を構成し本会運営全般に携わり年間基本計画、会計報告、役員交代およびその他の重要事項について原案を作成し総会に諮る。

(期幹事)

第7条 卒業年度各期に期幹事1名を置く。期幹事は、幹事会を補佐し、幹事会の依頼を受けて同期の会員の連携・連絡にあたる。

(経費の支弁及び会計)

第8条 本会の経費および現役支援金は、総会で決定した年会費・臨時会費、および寄付金・その他をもってこれにあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を最終日とし、総会において会計実績および予算を承認する。

(設立年月日)

第9条 RKMは昭和2年秋に開催された第2回関東高校バスケットボールリーグ戦に参加したとき創られた。

2. 本会の設立年月日は1927年(昭和2年)10月1日とする。

(所在地)

第10条 本会の所在地は、原則幹事長宅に置き、その住所は「会則別紙1」に記載する。

2. 幹事長が交代し所在地の変更が必要な場合は、「会則別紙1」は幹事会にて更新し総会に報告する。

以上

(会則別紙1は省略します)